

I 申請概要

1 申請者

一般社団法人 電気通信事業者協会（会長 宮内 謙。以下「支援機関」という。）^{（注）}

（注）申請者は、平成 17 年 12 月 9 日付け総基料第 219 号をもって電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「法」という。）第 106 条に規定する基礎的電気通信役務支援機関として指定されている。

2 申請年月日

令和 3 年 1 月 15 日（金）

3 概要

支援機関が、法第 116 条第 1 項において準用する法第 79 条第 1 項の規定により、支援業務規定の変更の総務省令^{（注）}で定める支援業務の実施に関する事項を定めた支援業務規程について、以下のとおり変更の認可を受けようとするもの。

（注）基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成 14 年総務省令第 64 号）第 34 条各号。

- ① 支援業務員について、電話リレーの支援業務と兼務することを可能とする。
- ② 支援業務に関して得た情報の目的外利用の禁止を追加する。